

Title	橋本晃和君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.6 (1998. 6) ,p.113- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980628-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

文献の引用法に統一性を欠く点など形式的補正を必要とする個所も少なくない。ともあれ、同君の纏めた論文は、南極条約体制を国際法の視点から総合的かつ包括的に分析したわが国でははじめての体系的研究であり、南極及び関連分野の国際法研究にとつて貴重な業績であることは疑いなく、斯学の発展に寄与するところ大である。

以上により、審査員一同は、池島大策君の提出した本論文が博士（法学）の学位を受けるのにふさわしい内容のものであると判断し、ここにその旨報告する次第である。

一九九七年七月一八日

- 主査 慶應義塾大学 法学部教授 栗林忠男
- 法学研究科委員 法学博士
- 副査 慶應義塾大学 名誉教授 中村 洸
- 国立極地研究所評議員
- 副査 慶應義塾大学 総合政策学部教授 櫻井雅夫
- 政策・メディア研究科委員 法学博士

橋本晃和君学位請求論文審査報告

一 主論文「民意政治学」は、日本の有権者の政治意識に關して、いくつかの視点から分析した総合的な研究である。主論文は、著者が長年、精力を費やし、一貫して追及してきた研究の集大成である。

主論文の構成は、以下の通りである。

はじめに

総論その一「民意」の解剖は如何にして可能か

総論その二「民意」は如何に反応し変容したか

第一章 現代民意の検証（一九八六年前後）

第一節 「意識の要因」群の設定

第二節 「意識の要因」群の検証

第二章 現代民意の検証（一九八六年後）

第一節 投票行動の「意識の要因」に関する計量分析

第二節 政党「支持空間」の設定に係わる多変量解析

第三章 現代民意の変容（一九八九年前）

第一節 自民党と「政権ロイアルティ」意識の構造分析

第二節 社会党と「ネガティブ・アイデンティティ」の構

造分析

第四章 現代民意の変容 (一九八九年前後)

第一節 変貌する有権者の意識に関する理論と実証

第二節 九〇年総選挙・有権者の政治選択

第五章 民意の政治選択 (一九九三年前後)

第一節 検証・「五五年体制」崩壊の民意 分析編

第二節 検証・「五五年体制」崩壊の民意 技術編

第三節 検証・「五五年体制」崩壊の民意 資料編

補論 暮らし向きに係わる政治的態度の分析

結びにかえて

二 主論文を構成する各章の内容を要約してみると、まず「総論その一」と「総論その二」では、主論文の基本的枠組みについて述べられるとともに、わが国における戦後政治を、一九四九年から一九六九年までの第一期、一九六九年から一九八九年までの第二期、一九八九年以降の第三期に分け、各期における投票行動の規定要因について説明している。すなわち、著者によれば、第一期は保革イデオロギーが有権者に大きな影響を与えていたが、六〇年安保以降の高度経済成長時代に入ると有権者の関心が政治領域から経済領域に変わり、それに伴って投票行動の規定要因も保革イデオロギーから生活イデオロギーに移行した。例え

ば、第二期前半では、豊かさ感、政治満足度、変革不安が規定要因として作用していた。さらに、湾岸戦争後の第三期になると、有権者の中で、既存政党の全てを拒否する「政党はみだし層」や「保守革新」の軸の影響から遠い「無保革層」、明確な棄権集団などが顕在化していった。こうして、この第三期では、有権者の政治意識として、「自民支持型対政党はみだし層」、「保守的立場対脱保革・無保革の立場」、「政権党対棄権党」という三つの枠組みが出来上がっていったことを説明している。

次に、第一章第一節では、一九八七年に著者が行った調査に基づいて、政治意識を構成すると思われる「意識の要因」群を設定し、相互の関連や投票行動との関連を計量的に分析している。また、これに続く第一章第二節では、「意識の要因」と政党支持との関連について、傾向を計量的に探る試みを行っている。こうした第一章は、第二章以降の本格的な分析のための準備作業ともいえるべき役割を果している。

さらに、第二章では、一九八六年前後のわが国の有権者の民意を明らかにしようとしたものである。特に、この時期に、有権者の中のどのような意識が「自民投票」非自民投票」を分ける要因となったのかに焦点を当てている。そ

の結果、「保守—脱保守」の政治的態度、生活態度（階層意識）、年齢などの要因が高い説明力を持っていることを明らかにした。また、これらの分析を通して、「若者の保守化」と言われる現象が、実は、若者の脱保守、脱革新によるものであることも明らかにしている。

そして、第三章では、一九八九年前のわが国の有権者の民意を説明しようとしている。まず、本章では、「政権党ロイアルティ」（Loyalty to Government）という概念を用いて、「自民党ロイアルティ」（Loyalty to LDP）と對比させながら、有権者の意識を分析している。その結果、自民党ロイアルティ意識は限界に来ており、これ以上高くなる兆候が見られないとともに、自民党が政権党ロイアルティによって支えられて一九八九年まで政権を維持してきたことを指摘している。また、著者は、この政権党ロイアルティの意識の存在が民意メカニズムの第一の基本原理であるとし、八九年参院選の社会党にみられるような争点対立や自民党へのロイアルティ低下というような事態に陥ったとき、第一党に対してペナルティを与えようとして第二党に票が流れる、「政権党ロイアルティ」に対する逆機能性を「ネガティブ・アイデンティティ」と呼んでいる。こうして、著者は、一九八九年参院選における与野党逆転現象

を、この「ネガティブ・アイデンティティ」によって説明しようとしている。

また第四章では、まず一九八九年を節目にして、有権者の民意、とりわけ、自民・社会両党をはじめとする各政党の支持基盤が大きく変化したことを明らかにしようとしている。その上で、投票行動の対立軸にも「安心—不安」軸というような、従来にはみられなかった政治的態度のニュー・パラダイムが登場してきたことを指摘する。具体的には、同一の政党支持の態度を持っていても、「安心派」と「不安派」では、保守的立場の強度に大きな差違が生じることを明らかにしている。

さらに、引き続き九〇年総選挙の二大争点となった「消費税」が有権者の意識を形成する重要な要因となっていたのかどうかを明らかにするため、クラスター分析の手法を用いて検証を行っている。その結果、「消費税」が投票行動に大きな影響を与えているものの、その背景には有権者の抱く「不公平感」が拡大している事実が存在することを明らかにした。言い換えると、消費税は単独要因としてではなく、不公平感を伴って初めて投票行動に対する大きな規定要因として作用したわけである。最後の第五章では、一九九三年前後の有権者の政治意識、とりわけ五五年体制

の崩壊を解明しようとしている。まず、この時期の有権者は、経済問題に関する業績がプラスの方向に評価できなくなると、自分の持つ党派性が弱くなる傾向がみられることを明らかにした。また、この経済に対する業績評価は様々な改革に対して「不安」を抱かせることも明らかにし、この「改革への不安―改革への期待」という軸には、従来の既存政党の軸が対応できなくなっていることがわかった。さらに、経済に対するマイナスの業績評価と、改革への不安の双方が相俟って、政治・社会への不満を形成していったことも明らかにされた。こうして、政治的立場を越えて、業績評価や先行きに対する不透明感などを感じる者ほど政権交代を望むようになり、一九九三年衆院選における政権交代が生じたものと著者は考えている。

なお、この主論文「民意政治学」は、副論文「新・無党派」が政治を変える」と相互補完関係にあるものである。具体的には、副論文としての単著、第一版（一九九二年出版、「民意の政治改革」）は、戦後日本人の政治的民意をターゲット、投票行動を規定する「民意の要因」をヨコ軸とし、一九八五年を第一回とする四回にわたる調査の実施を通じて、現代の日本型政治における「民意」の本質を解明しようとした基礎研究である。主論文は、これを受け継いで主

に一九八〇年代後半から九〇年代中頃までの日本人の政治的民意の変化を解明するために、計量的な分析を試みたものである。

さらに副論文の第二版（一九九六年出版、『新・無党派層』が政治を変える）は、一九九二年、九三年、九五年調査の結果を踏まえ、民意の担い手の中でも、選挙のカギを握る「新・無党派」の視点から、五五年体制後の行方を模索している。

三 さて、主論文、及び副論文を通して、著者の研究を評価すると、次の点を指摘することができる。

(1) 投票行動としての選挙結果を事後的に分析せずに、事前的な研究アプローチを心がけている。さらに、有権者のマジョリティを占める「支持政党なし」の分析にも、早い時期から十分な配慮を行っていると考えることができ。そして、選挙結果に影響を及ぼすことが判明した有権者の特性、価値観、態度、信条を調査の設問の対象として、有権者の政治的・経済的・社会的価値観にも焦点を当てている。こうした有権者の持つさまざまな価値観、態度、信条の意識が、選挙結果に何らかのインパクトや有意な関連性をもつとき、著者は、これらを総称して「意識の要因」と名付けている。この中には、従来の投票行動研究で

は分析の対象とはならなかった「不安」の概念など、著者の独自性が発揮されているものも含まれている。

(2) 定期的な調査を実施することにより、時系列の中で民意の連続性・不連続性を分析している。具体的には、投票行動などに対する独立変数として有効な「意識の要因」群のチェックを繰り返して行っている。この間、国際的には、①八九年の冷戦の崩壊の始まり、②九〇、九一年の湾岸戦争が起き、国内的には、③八〇年代後半のバブル経済の謳歌とその後の崩壊、及び④九三年の「五五年体制」の終焉が、戦後日本人の民意に大きな影響を与えることになった。著者は、こうした、①②③を民意の三大変動要因と呼び、これにより、わが国の有権者の民意がどのように変化したのかを実証的に解明している。

(3) こうした様々な変動要因が民意に大きな影響を与える場合、「民意の要因」間の「因果関係」と「方向性」を測定することができれば、民意を解明する上で重要な手掛かりとなる。しかし、二つの質問項目間の関係を論じるとき、カイ二乗検定を使用しても限界がある。それは、どちらの変数が原因でどちらの変数が結果かわからないからである。そこで、著者は検定の取り方を工夫し、「今の世の中で日本の経済はうまくやっていると思うか」の項目と

「自分は政治や社会に『満足』している方だと思うか」の項目との間にどのような「因果関係」と「方向性」があるかを明らかにしようとしている。そして、分析の結果、「日本経済はうまくやっていないと思う」が原因となり、そう思う人ほど「政治や社会に『満足』していない」という結果を示す傾向があると主張している。このように、分析の手法においても、著者なりの工夫をしようと試みている点が見られる。

四 一方、今後の課題として次の点を指摘できる。

(1) 主論文、および副論文において、民意の把握が選挙という場を通して行われている。したがって、民意とは著者も言うように、「選挙に表された政治意識」であり、従来の投票行動研究と切り離されて議論すべきものではない。その意味では、著者自身の手により、自身の研究が従来の投票行動研究の中でどのように位置づけられるべきであるのかを示した方が、研究の価値をより明確にできたのではないかと考える。

(2) 多変量解析を分析で用いる場合に、数量化理論二類を採用しているが、そのままでは従属変数と独立変数の間の関係は析出できても、独立変数間の因果関係を明らかにすることはできない。したがって、数量化理論二類におけ

る従属変数を次々と入れ替えることにより、有権者の意識構造を重層的に明らかにすることができるのではないかと考える。

(3) 著者は、従来の投票行動研究が、有権者の行動に共通する構造を示す理論やモデルを継承、検討することに比重が置かれていたのに対し、現実の政治状況に対する説明力を優先させる傾向にある。その意味では、意欲的な研究として評価できるが、まだ特定の時期を対象にしたものであり、今後、さらに時間をおいて次のステップを踏む余地が残されている。

五 しかしながら、こうした課題点についても、主論文、および副論文の優れた価値を損なうものではないし、橋本君が今後、さらに優れた研究を続けていくことで補っていくことを期待するものである。いうまでもなく、橋本君は「政党支持なし層」の先駆的研究者として、学会に意義のある貢献を果たしてきている。

こうしたことから、審査員一同は、主論文、および副論文につき、わが国の投票行動研究に大きな貢献をするものであると高く評価し、よって博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしいものであると、一致して判断する。

一九九八年一月二三日

	主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	小林良彰
	副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員経済学博士	田中宏
	副査	慶應義塾大学大学院 政策メディア研究科教授 法学研究科委員	曾根泰教